

平成29年第4回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成29年3月23日(木) 12時30分開会

場 所 瑞浪市保健センター 3階 大会議室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

教育長	平 林 道 博
1 番	加 藤 博 之
2 番	山 田 幸 男
3 番	五 嶋 久 年
4 番	柴 田 洋 子

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
事務局次長兼	
学校教育課長兼	藤 井 雅 明
学校給食センター所長	
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	柴 田 宏
スポーツ文化課長	工 藤 嘉 高

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	三 浦 和 恵
教育総務課総務係	丸 山 佳 子

教育長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成29年第3回教育委員会臨時会の会議録の承認は、1番加藤博之委員と2番山田幸男委員が承認の署名を行う。

—署名—

教育長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、教育長において、3番五嶋久年委員と4番柴田洋子委員の2名を指名する。

教育長

日程第3、「教育長諸般の報告」に移る。

教育長

瑞浪市議会が2月23日に開会し、2月27日に本会議、3月13日から14日に市政一般質問、22日に本会議閉会という日程だった。主に、前回の定例会で議決した平成29年度予算について説明した。

3月1日に瑞浪高等学校の卒業式、7日瑞浪市立中学校卒業式、23日瑞浪市立小学校卒業式、24日幼稚園卒業式が執り行われる。どの学校の卒業式も引き締まった大変いい式だった。

2月24日の東濃信用金庫育英会評議員会について、選奨生に毎月5千円を支給しており、瑞浪市は2名の枠がある。また、3月17日には田口育英会の選考会があった。支給型で毎月1万円を支給する母子家庭対象の制度である。瑞浪市は3名の枠がある。このような良い機会を市内の中学校へ知らせ、適切な子どもを選んでいきたいと考える。

ご質問・ご意見はないか。

各委員

質問等なし。

教育長

日程第4、「議第15号 瑞浪市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

スポーツ文化課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はないか。

各委員

質疑なし。

教育長

それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第15号 瑞浪市文化財審議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員	異議なし。
教育長	ご異議ないものと認める。よって「議第15号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第16号 瑞浪市指定文化財の指定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
スポーツ文化課長	【議案資料より説明】
教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はないか。
教育長	品物の価値について補足説明を求める。
スポーツ文化課長	制作年代がはっきりしており、笈の使用実態を示す極めて貴重な資料である。また、中世から近世における信仰のあり方や変遷などを示す資料としても価値が高いと判断された。
山田委員	議案資料6頁の写真に「月吉」とあるが、地名の「月吉」なのか、月吉日吉の「月吉」なのか説明を求める。
スポーツ文化課長	その部分については分からない。
教育長	瑞浪市の文化財として、こちらは何点目となるか。
スポーツ文化課長	今回の作品を含めて106点目である。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第16号 瑞浪市指定文化財の指定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	ご異議ないものと認める。よって「議第16号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第17号 瑞浪市いじめ問題調査委員会規則の制定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
事務局次長	【議案資料より説明】

教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はないか。
五嶋委員	第2条第2項中に「委嘱することができる」とあるが、なぜ「委嘱することとする」ではないのか。
事務局長	行政係との調整の中でこのような文言となった。また、委員が欠けた場合でも会が開催できるように幅を持たせた。
山田委員	重大事態が発生した際、委員を委嘱しないこともあることを想定しているのか。
事務局次長	様々な事態を想定している。例えば、学識経験者が欠けた際に医師を2人呼びすることも考えられる。
五嶋委員	1号から5号までの者以外には委嘱ができないということか。
事務局次長	その通りである。
加藤委員	このいじめ問題調査委員会は、重大事態が発生した後に組織されるものなのか。前もって委員会として組織できるものなのか。
事務局次長	この調査委員会は、重大事態が発生し第三者委員会で調査しなくてはならない時に組織する。前もって委員はこちらで選んで声を掛けておき、いつでも召集ができる形をとる。
加藤委員	重大事態が発生し召集がかかった後に、委員長や副委員長を決めるのか。
事務局次長	その通りである。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第17号 瑞浪市いじめ問題調査委員会規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	ご異議ないものと認める。よって「議第17号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第18号 瑞浪市陶磁資料館専門委員設置要綱の一部を改正する教育委員会告示の制定について」及び「議第19号 瑞浪市教

育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

スポーツ文化課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はないか。

五嶋委員

今回の改正で陶磁資料館専門委員は市長が委嘱することになるが、事務は教育委員会が行うのか。

スポーツ文化課長

事務は教育委員会スポーツ文化課が行う。陶磁資料館専門委員については教育委員会にお諮りせず、市長決裁で行う。「専門委員」は地方自治法で普通地方公共団体の長が選任することとなっている。

教育長

いつから選任権者を市長に改めるのか。

事務局長

施行日は平成29年4月1日からとなっている。附属機関の見直しに合わせて条文を見直す中で、要綱を改正する。

スポーツ文化課長

規則の制定時、選任権者が間違っていた。

教育長

「化石博物館専門委員」について、規則改正が不必要な理由の説明を求める。

スポーツ文化課長

化石博物館は専門委員を設置していない。施設の性格上、化石博物館は協議会委員から運営・行事について意見をいただいている。
陶磁資料館専門員は資料館の物品等の価値が正しいのか等、専門的な意見をいただいている。運営には意見をいただいている。

加藤委員

文化施設4館の合併も視野に入れ、全体の運営に対する協議会等が必要ではないか。

スポーツ文化課長

文化施設の今後について考える際は、現在の協議会委員や専門委員に関わらず、新たな組織を作り協議したいと考えている。

加藤委員

化石博物館協議会はこういった仕事をされているのか。

スポーツ文化課長

基本的に、化石博物館の運営・行事・イベント等について意見をいただいている。専門委員については、館の運営については意見せず、資料の価値が適正かどうか審議していただいている。

教育長

議題19号について、第2条第13号に示されている委員全てに規則があるのか、補足説明を求める。また、「教育振興基本計画推進委員会委員」が「策定委員会」ではなく「推進委員会」である理由の補足説明を

求める。

事務局長 委員の名称について、策定したものを10年計画で推進していくという意味合いで「推進委員会」としている。

教育総務課長 資料「附属機関・懇談会等一覧表」に、条例・規則で規定されている附属機関等がまとめられている。

教育長 計画を推進・遂行するのは事務局であると考え。委員会の仕事は「策定」することではないのか、検討を求める。

教育長 また、補足として「附属機関」と「懇談会」の違いを簡潔に説明願う。

事務局長 「附属機関」は地方自治法に定められており、外部の有識者等が加わる会議である。調定・審査・諮問をし、法律・条例等により設置される。
「懇談会」は要綱等で定められており、事務局が行政運営上参考とするために、外部の有識者や団体の代表者等から意見を聴取する場として開催する会議である。

教育長 他に質疑はあるか。

各委員 質疑なし。

教育長 それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第18号 瑞浪市陶磁資料館専門委員設置要綱の一部を改正する教育委員会告示の制定について」及び「議第19号 瑞浪市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議ないものと認める。よって「議第18号」及び「議第19号」は原案のとおり決する。

教育長 つづいて「議第20号 瑞浪市キャリア教育推進懇談会要綱の制定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

事務局次長 **【議案資料より説明】**

教育長 事務局から提案説明があったが、質疑はないか。

各委員 質疑なし。

教育長 それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第20号 瑞浪市キャリア教育推進懇談会要綱の制定について」を原案のとおり承認することに異議

	はないか。
各委員	異議なし。
教育長	ご異議ないものと認める。よって「議第20号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第21号 瑞浪市生涯学習推進委員会設置要綱の廃止について」から「第23号 瑞浪市美術展運営懇談会要綱の制定について」までの3議案を一括議題とする。本案について事務局から説明を求める。
社会教育課長	【議案資料より説明】
教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はないか。
加藤委員	「瑞浪市生涯学習推進委員会」について、参加者はこれまでと同じ者なのか。ただ、会の名称が変わるという認識でよろしいか。
社会教育課長	その通りである。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第21号 瑞浪市生涯学習推進委員会設置要綱の廃止について」から「第23号 瑞浪市美術展運営懇談会要綱の制定について」までの3議案を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	ご異議ないものと認める。よって「議第21号」から「議第23号」までの3議案は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第24号 瑞浪市櫻堂薬師調査指導懇談会要綱の制定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
スポーツ文化課長	【議案資料より説明】
教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はないか。
加藤委員	第3条について、旧は「教育委員会が委嘱」とあり新は「教育長が依頼」となっているが、今後、懇談会に関してはこの定例会の議案として挙がってくることはないのか。

スポーツ文化課長	その通りである。
五嶋委員	附属機関と懇談会、どちらも報酬はあるのか。
スポーツ文化課長	附属機関は「報酬」を、懇談会は「謝礼」をお支払いする。
五嶋委員	懇談会は毎年開催しなくてはいけないのか。 「キャリア教育推進懇談会」について、毎年開催する必要があるのか。
事務局次長	「キャリア教育推進懇談会」は毎年開催している。事務局にとっては、様々な立場からのご意見を聞くことができ、新しい場所の開拓に繋がる会である。また、会社・業界と学校との調整ができ、なんとか継続して毎年開催したいと考えている。
スポーツ文化課長	「瑞浪市櫻堂薬師調査指導懇談会」に関しては、現在櫻堂関係の事業を行っており、そのために継続して開催する。
教育長	本当に必要な会議か会議のあり方について、事務局でもう一度精査をお願いします。
教育長	懇談会に振り分けるにあたり、「瑞浪市櫻堂薬師調査指導懇談会」は「瑞浪市櫻堂薬師調査懇談会」と改めるべきではないか。
スポーツ文化課長	今回「瑞浪市櫻堂薬師調査指導懇談会」は仕分けの中で「懇談会」となるが、当事業は国から補助を受ける事業であり、懇談会のメンバーは指導的立場の者である。そのため、会の名称に「指導」という文言は必要だと考える。
教育長	この件について、事務局で検討をお願いします。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第24号 瑞浪市櫻堂薬師調査指導懇談会要綱の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	ご異議ないものと認める。よって「議第24号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第25号 瑞浪北中学校ゼロエネルギー化検討委員会設

置要綱を廃止する教育委員会告示の制定について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

教育総務課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はないか。

教育長

まだ瑞浪北中学校は開校していないが、当該委員会は本当に廃止していいのか。

教育総務課長

有識者等をメンバーとした「瑞浪北中学校ゼロエネルギー化検討委員会」は今後必要ないと考える。環境教育等に関する協議が必要な際は、別の組織を立てる予定である。

教育長

他に質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

教育長

それでは、質疑を終結し採決を行う。「議第25号 瑞浪北中学校ゼロエネルギー化検討委員会設置要綱を廃止する教育委員会告示の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議ないものと認める。よって「議第25号」は原案のとおり決する。

教育長

以上で本日の日程が終了したので、これにて、平成29年第4回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

13時46分 終了